



山形県公報

平成23年3月15日（火）
第2227号
毎週火・金曜日発行

目次

訓令

○山形県文書管理規程の一部を改正する訓令……………（学事文書課）…219

告示

○土地改良区の管理規程の変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）…221

○都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…222

○同……………（同）…同

教育委員会関係

告示

○山形県教育委員会3月定例会の招集……………同

公安委員会関係

告示

○指定講習機関の名称等変更の届出……………223

○運転免許取得者教育の認定の変更の届出……………同

公告

○一般競争入札の公告……………（管財課）…同

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁地域振興課）…224

○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施……………（公安委員会）…225

正誤

訓令

山形県訓令第1号

庁 中
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中ツをネとし、ソの次に次のように加える。

ツ 簿冊等の廃棄の記録

第40条の2第1項中「簿冊及び」を「簿冊等及び」に改める。

第47条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定により文書（第40条第1項第5号に規定するものを除く。）を廃棄するときは、次に掲げる事項を

記載した廃棄の記録を作成しなければならない。

- (1) 文書分類記号
- (2) 簿冊等の題名
- (3) 簿冊等の作成年度
- (4) 保存年限
- (5) 作成時の主務課
- (6) 廃棄時の主務課
- (7) 廃棄年月日

第48条中「並びに第42条」を「、第42条並びに第47条第2項」に、「並びに第47条第2項及び第3項」を「及び第47条第3項」に改め、「及び第47条第2項」を削る。

別記様式第3号中

記号番号	第 号	分類記号	・		保存年限	年
収 受	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課		公印管理者	
起 案	年 月 日		Ⓣ			
			(電話)			
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者		
施 行	年 月 日	施行上の取扱い	例規	公報登載	官報報告	
			外部公表	電子メール		

を

記号番号	第 号	分類記号	・		保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課		Ⓣ	
			(電話)			
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者	
施 行	年 月 日					
施行上の取扱い		例規	公報登載	外部公表	電子メール	

に

改める。

別記様式第4号中

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名		課 ④	公印管理者	
起 案	年 月 日		(電話)			
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者		
施 行	年 月 日	施行上の取扱い				

を

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名		課 ④		
決 裁	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者	
施 行	年 月 日					
施行上の取扱い	公報登載	外部公表	電子メール			

に、「あて名」を「宛名」に改める。

別記様式第10号中「総務部学事文書課長」を「総務部学事文書課長
総合支庁総務企画部総務課長」に改める。

別記様式第11号を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
東村山郡中山町大字長崎3129番地の1

- 3 変更に係る管理規程の名称
最上堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要
計画取水量並びに取水期間及び取水量の項目の見直しを行った。
- 5 認可年月日
平成23年3月7日
- 4 その他
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
(2) 名称 上山市公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）上山市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成14年3月8日から平成28年3月31日まで

山形県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
上山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業
(2) 名称 上山市公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
昭和50年3月5日から平成28年3月31日まで

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第5号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成23年3月15日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年3月16日（水） 午後2時

- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
(2) 教育委員会職員の人事について
(3) 教職員の人事について

公安委員会関係

告 示

山形県公安委員会告示第1号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成23年3月15日

山形県公安委員会
委員長 中山 眞一

届出をした者の 氏名又は名称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
株式会社新庄第一自動車学校	代表者の氏名	阿部 秀子	阿部 克

山形県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成23年3月15日

山形県公安委員会
委員長 中山 眞一

届出をした者の 氏名又は名称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
株式会社新庄第一自動車学校	代表者の氏名	阿部 秀子	阿部 克

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

場 所	日 時	入札に付する物件	予定価格
山形市鉄砲町二丁目19番68号	平成23年4月27日（水） 午前9時30分	山形市飯田西四丁目661番3 宅地 307.49平方メートル	12,700,000円
村山総合支庁本庁舎6階603会議室	平成23年4月27日（水） 午前11時	山形市あずま町20番5 宅地 563.22平方メートル	21,100,000円

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

総務部管財課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

入札に付する物件	場 所	日 時
山形市飯田西四丁目661番3 宅地 307.49平方メートル	山形市鉄砲町二丁目19番68号 村山総合支庁本庁舎6階603会議室	平成23年3月29日（火） 午前10時
山形市あずま町20番5 宅地 563.22平方メートル		

- (2) 郵便による入札は、認めない。

- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065又は2066）に問い合わせること。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成23年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- (1) 名称

特定非営利活動法人エ・アロール

- (2) 代表者の氏名

伊藤 節子

- (3) 主たる事務所の所在地

山形市幸町15-16

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、これからの「心豊かな地域社会」を創造してゆくため、各分野に携わる人々と共に、こころのかよった元気社会を目指し、医療・介護に関する事業を行い、その質的向上に寄与する。

また、関連すべく事業として林業をはじめ「第一次産業のサービス産業化」という新しい理念を提唱すると

同時に、国土保全機能の維持や運営を通し、広く人々に対して自然と直接触れ合う「ゆとりと安らぎ」の時間と空間を提供する事業を行います。

これらの活動を通し、自らが考え行動してゆく活力ある社会づくりを行うことを目的とする。

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条に規定する技能検定員審査及び第10条第1項に規定する教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成23年3月15日

山形県公安委員会
委員長 中山 眞 一

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（中型）
- ウ 技能検定員審査（普通）
- エ 技能検定員審査（大特）
- オ 技能検定員審査（大自二）
- カ 技能検定員審査（普自二）
- キ 技能検定員審査（牽引^{けん}）
- ク 技能検定員審査（大型二種）
- ケ 技能検定員審査（中型二種）
- コ 技能検定員審査（普通二種）

(2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（中型）
- ウ 教習指導員審査（普通）
- エ 教習指導員審査（大特）
- オ 教習指導員審査（大自二）
- カ 教習指導員審査（普自二）
- キ 教習指導員審査（牽引^{けん}）
- ク 教習指導員審査（大型二種）
- ケ 教習指導員審査（中型二種）
- コ 教習指導員審査（普通二種）

2 審査の期日及び場所

(1) 期 日

平成23年4月18日（月）から同月22日（金）までの間において、前項の技能検定員審査及び教習指導員審査の種類ごとに別に指定する日

(2) 場 所

天童市大字高楯1300番 山形県総合交通安全センター

3 審査の申請手続

(1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

平成23年3月28日（月）から4月1日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課（電話023-655-2150）に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 3. 8	第2225号	196	下から10	改正規定	改正規定（